

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月4日
【計算期間】	第8期特定期間（自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日）
【ファンド名】	通貨分散債券オープン
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	小林 敏彦
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-3296-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

通貨分散ボンドオープン（愛称：いろどり）は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して「通貨分散外国債券マザーファンド」を主要投資対象として運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本除く) 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

■ファンドの特色

- ① マザーファンドへの投資を通じて、様々な通貨の債券に投資を行います。
原則として米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の債券を投資対象とします。
いろいろな通貨の債券を投資対象にすることで、収益機会のひろがり期待できます。

イギリス、ノルウェー、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカを投資対象国とします。

ただし、金利状況・投資環境の変化に応じて、通貨、投資対象国の見直しを行うことがあります。

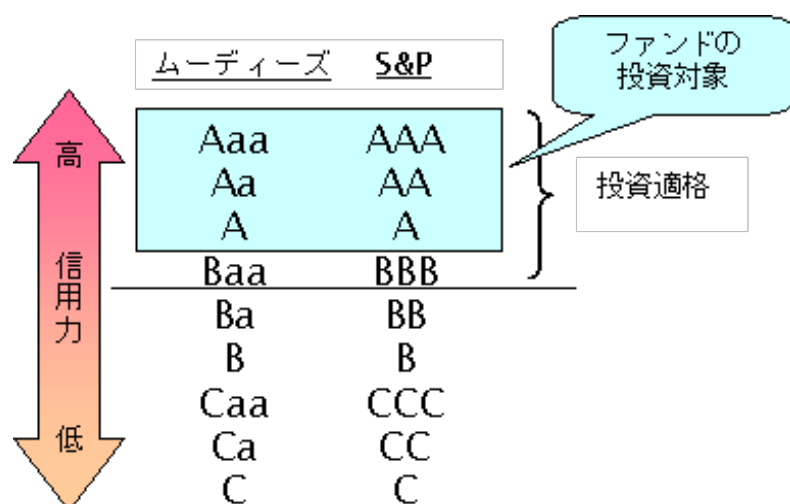


（平成21年10月末現在の投資対象国）

②信用力の高い債券に投資します。

投資対象は、取得時においてA格以上またはA格相当以上の国債、州債、政府保証債、国際機関債に限定します。これにより信用リスクの抑制とファンドの安定性に努めます。

格付を取得していない債券については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には、投資を行うことがあります。



債券の格付は、債務履行能力の観点から、格付機関が表示しているもので、当ファンドは、A格以上の債務履行の確実性が高い債券を投資対象としています。

※格付とは、格付機関によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付機関が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付については、スタンダード&プアーズやムーディーズ等の格付機関によって付与される格付を用います。

③月1回（毎月5日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として、毎月収益の分配を行います。

原則として、毎月5日に利子収入を原資として、安定した分配を目指します。

原則として、毎年6月の決算時には、債券の値上がり益を加えて分配を行うことを目指します。

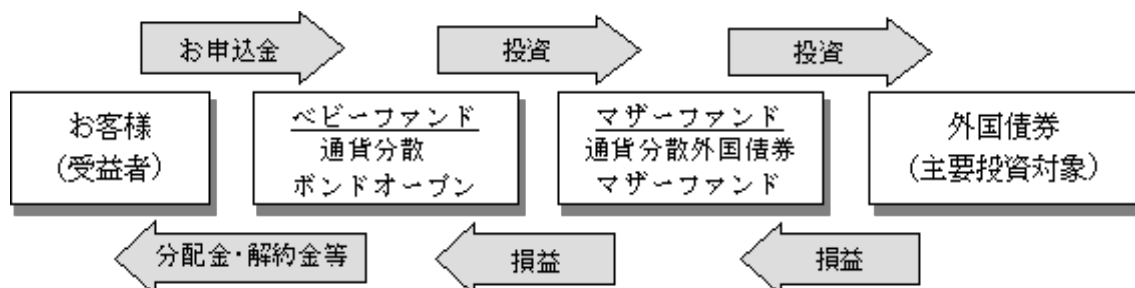
ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

④原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

（２）【ファンドの仕組み】

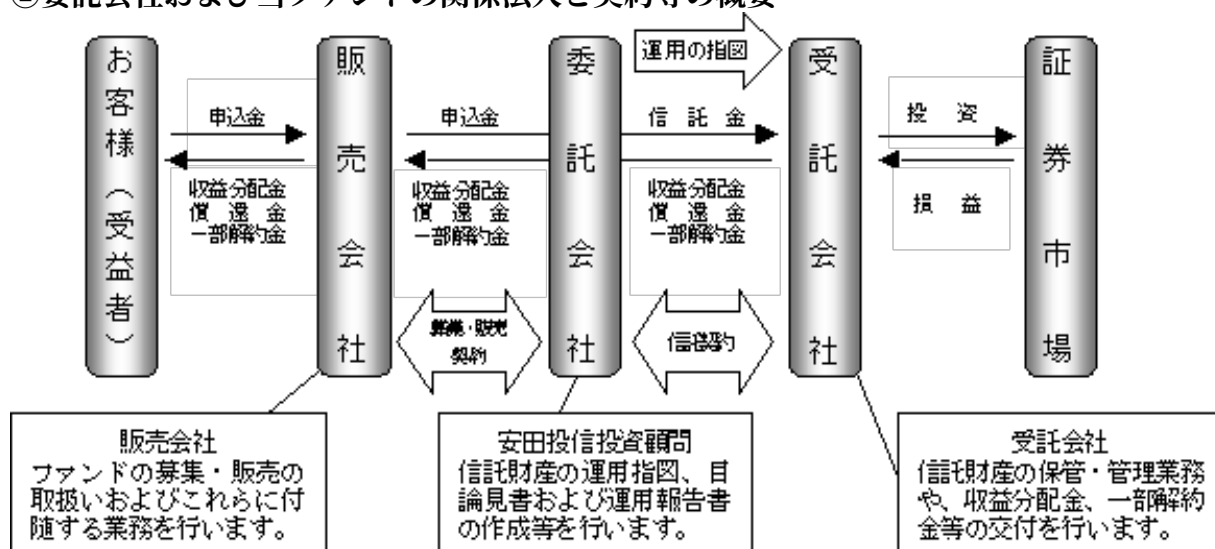
①当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、お客様（受益者）の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、マザーファンドの運用成果は全てベビーファンドに反映されます。



※損益は全て投資家である受益者に帰属します。

②委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



■委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。委託会社の概要は次の通りです。

◆資本金：26億円（平成21年10月末現在）

◆沿革：平成11年3月1日 安田ペインウェバー投信株式会社設立
 平成11年3月25日 証券投資信託委託業認可取得
 平成11年12月16日 関東財務局へ証券投資顧問業登録
 平成15年6月26日 安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
 平成15年7月23日 投資一任契約に係る業務の認可取得
 平成15年8月1日 安田投資顧問株式会社と合併

◆大株主の状況（平成21年10月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

■受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金・一部解約金・償還金の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

■販売会社

販売会社については下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

販売会社は、当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社との間には、販売契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

◆募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。

◆当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬として、信託報酬から代行手数料が支弁されます。

◆委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

I. 投資対象

「通貨分散外国債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合があります。

II. 投資態度

- ①主として、「通貨分散外国債券マザーファンド」の受益証券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。
- ③原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

I. 投資対象

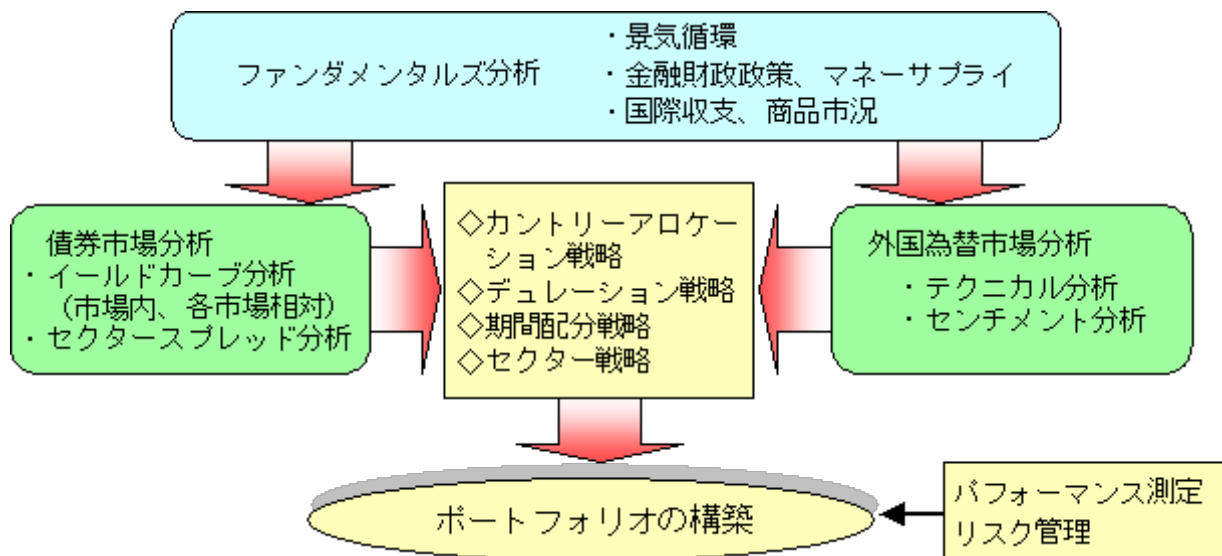
様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象とします。

II. 投資態度

- ①様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象として運用を行います。
- ②原則として米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、投資環境の変化、金利状況の変化に応じて通貨、投資対象国の見直しを行うことがあります。
- ③投資に際しては、取得時において評価機関からA格以上の格付あるいはA格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。
格付を取得していない債券については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には、投資を行うことがあります。
- ④運用にあたっては、分散に配慮の上投資を行います。
- ⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ⑦市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

Ⅲ. 投資プロセス

金利変動リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。



①ファンダメンタルズ分析^{※1}

投資対象国の景気循環の中での位置（後退期、拡大期等）を見極め、これに対応した政策動向等进行分析し、債券・為替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

②債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ^{※2}比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

③外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析等により、各国通貨動向を判断します。

④ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カンントリーアロケーション戦略、デュレーション^{※3}戦略、期間配分戦略^{※4}（バーベル戦略^{※5}、ブレット戦略^{※6}）、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

⑤パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

※1 ファンダメンタルズ分析

一般的にファンダメンタルズ分析は、証券等の投資価値を求めて発行主体の経営的・財務的特性等の分析を行います。これに対してテクニカル分析は、市場現象に着目した分析を行います。例えば、価格や出来高の推移を図示して、そこから変化傾向を読み取ったり、市場の需給関係等の状況から変動方向を判断します。

※2 イールドカーブ

ある一時点において、他の条件が等しく、残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間を取り、縦軸に利回りをとったときにできる曲線のことをいいます。一般的に、イールドカーブが右下がりのときは将来金利が低下すると予想され、右上がりのときは将来金利が上昇すると予想されます。

※3 デュレーション

債券投資元本の回収までに要する平均残存期間をいいます。

※4 期間配分戦略

債券投資における保有債券と今後の金利見通しに伴い、債券投資における残存期間をコントロールする戦略です。

※5 バーベル戦略

短期債と長期債を分散して保有し、中期債は保有しないといった運用で、短期債から流動性を確保し、長期債から好利回りを追求します。利回りの変動が大きいと予想した場合の運用手法となります。

※6 ブレット戦略

保有債券の残存期間を一つに集中させる運用方法で、通常の場合、バーベル戦略に比べ好利回りとなります。利回りの変動が小さいと予想した場合の運用手法となります。

※投資対象および投資制限は、原則として「通貨分散ボンドオープン」と実質的に同様です。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものおよびこれらの条項に規定する類似の取引に限ります。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②委託会社は、信託金を、主として安田投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「通貨分散外国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券

- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

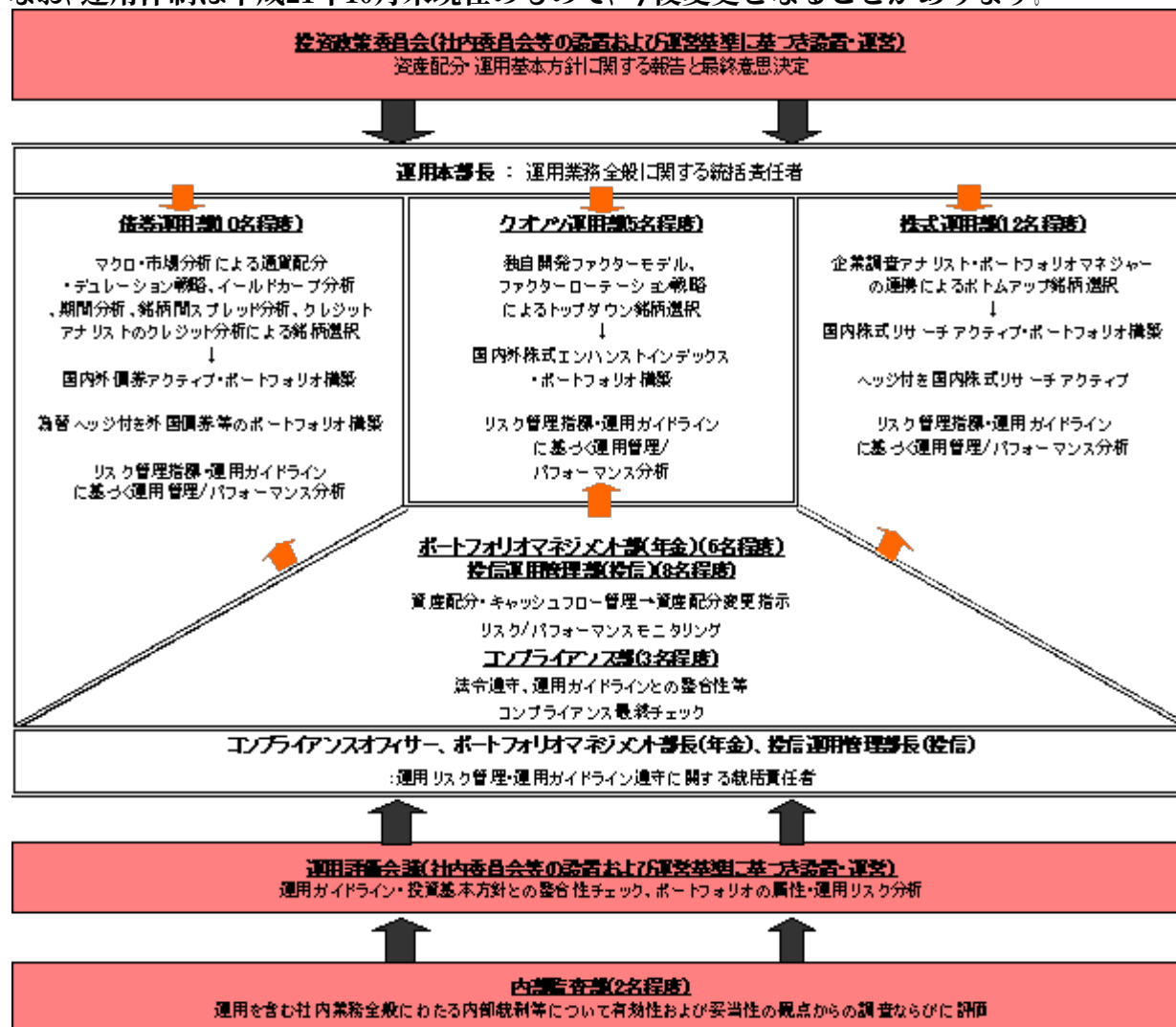
- 7) コマーシャル・ペーパー

- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの

- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券、8)の証券または証書のうち1)の証券を以下「株式」といい、2)から6)までの証券および8)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
 - ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

安田投信投資顧問は、運用全般について、運用本部長（CIO）が責任を負っています。当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用は、CIOの傘下にある債券運用部が執行します。また、独立したリスク管理部門により、運用リスク管理等、統合的なリスク管理が実施されています。なお、運用体制は平成21年10月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。



①投資政策委員会において運用の基本方針を決定します。

②ファンドマネージャーは、運用の基本方針および運用ガイドラインに則り、投資環境予測に基づいて運用を行います。

■受託会社に対する管理体制等

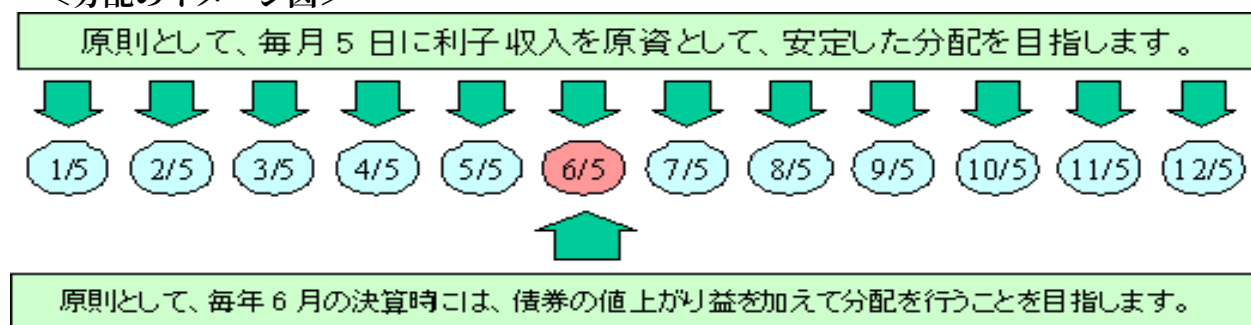
受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照会等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

月1回（毎月5日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②毎決算時に経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）から、原則として利子等収益を中心に分配を行います。また、売買益（評価益を含みます。）は、原則として毎年6月の決算時に分配を行います。分配額の決定にあたっては、基準価額水準、市況動向等を考慮します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜分配のイメージ図＞



※上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■投資信託約款に基づく投資制限

①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

②株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図・目的

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 2) 前1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行うこと。

3【投資リスク】

（1）ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

①金利変動リスク

主要投資対象である債券は、一般的に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

②信用リスク

一般的に債券等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該債券等の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

③市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により債券市場全体が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

外貨建資産を主要投資対象としますので、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

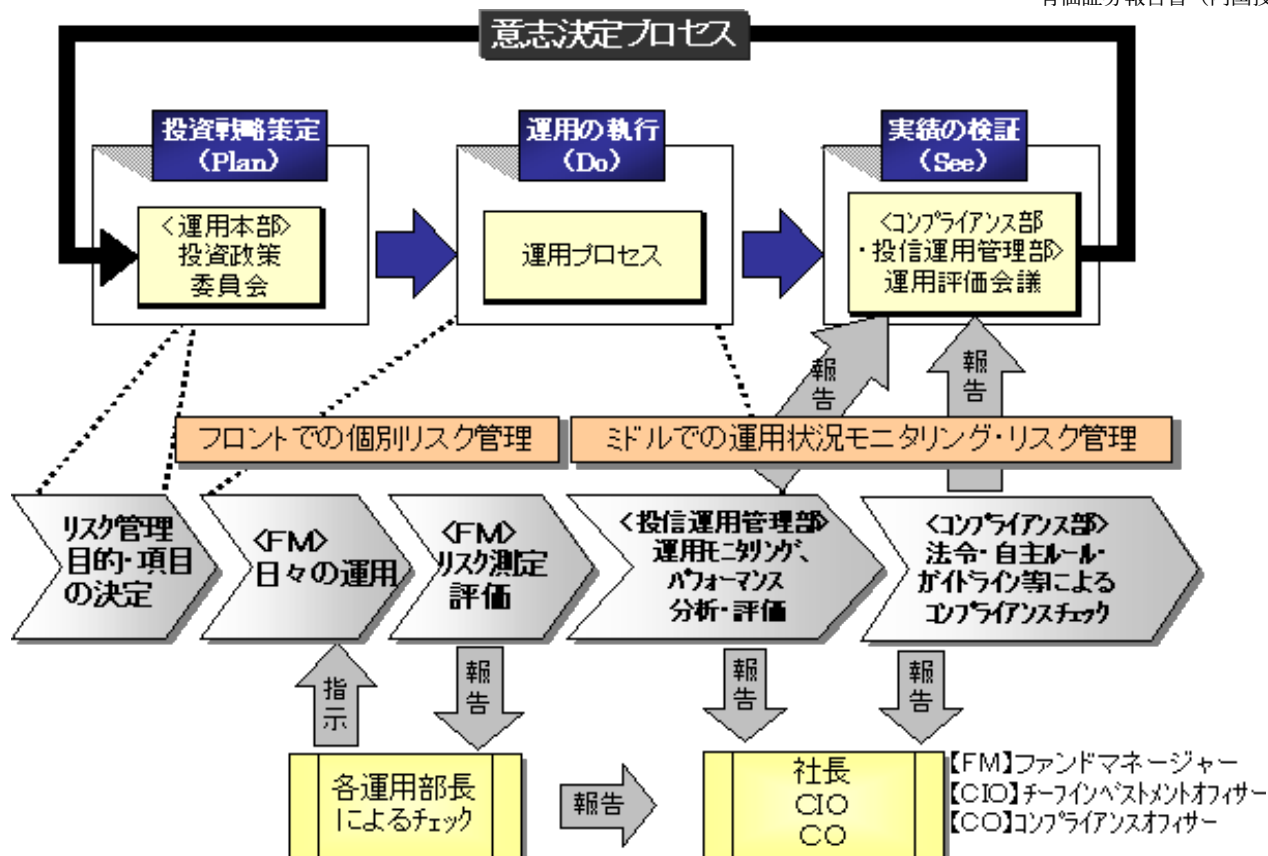
■ファミリーファンド方式に係る留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。これによりマザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

（2）リスクに対する管理体制

委託会社は以下のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。フロント部門における日常的なリスク管理の他に、独立したリスク管理部門によるリスク管理が行われ、厳格な相互牽制の下で、運用を行っています。

なお、リスク管理体制は平成21年10月末現在におけるもので、今後変更となる場合があります。



①フロント部門におけるリスク管理

運用部門の長は、パフォーマンス動向、個別銘柄売買動向、ガイドラインとの整合性等を日々チェックします。

②ミドル部門における運用モニタリング・リスク管理

投信運用管理部は、リスク管理を含めたファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評価会議においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析等、ファンドの運用状況を報告します。また、コンプライアンス部は、法令遵守や運用ガイドラインとの整合性を最終チェックします。

③運用評価会議

月次で開催され、社長以下の全役員、コンプライアンスオフィサー、内部監査部長、投信運用管理部および運用本部のファンドマネージャー等が参加し、各ファンドの運用状況やガイドラインとの整合性、パフォーマンス動向、ポートフォリオ特性等が報告されます。

■具体的なリスク管理は、運用ガイドライン等にしたいがい、以下の通り行っております。

①金利変動リスク

ポートフォリオのデュレーションをチェックし、運用ガイドライン等の範囲を逸脱した場合には、適宜調整します。

②信用リスク

組入れる債券は、原則として、取得時の格付がA格以上またはA格相当以上のものとします。債券の格付は随時クレジットアナリストがガイドラインと照合し、リスク管理部門はそれを補完的にチェックしております。格下げ等で基準を逸脱した場合には、相場動向や流動性等を考慮しつつ原則として売却を行います。

③市場リスク

原則として米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債に分散投資を行い、集中投資による過度の市場リスクを回避します。

④為替変動リスク

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いませんので、為替の変動の影響を直接的に受けることとなります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、換金時には、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1.00%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、下記の通りとします。

（年率）

合計	各販売会社の 純資産総額	配分		
		委託会社	販売会社	受託会社
1.05% （税抜1.00%）	100億円以下 の部分	0.4725% （税抜0.45%）	0.5250% （税抜0.50%）	0.0525% （税抜0.05%）
	100億円超 の部分	0.4200% （税抜0.40%）	0.5775% （税抜0.55%）	

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

なお、委託会社と販売会社の配分については各販売会社の取扱残高（信託財産の純資産総額ベース）に応じて計算されるものとします。

②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、原則として毎年3月および9月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

②その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用等についても信託財産が負担します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適

用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

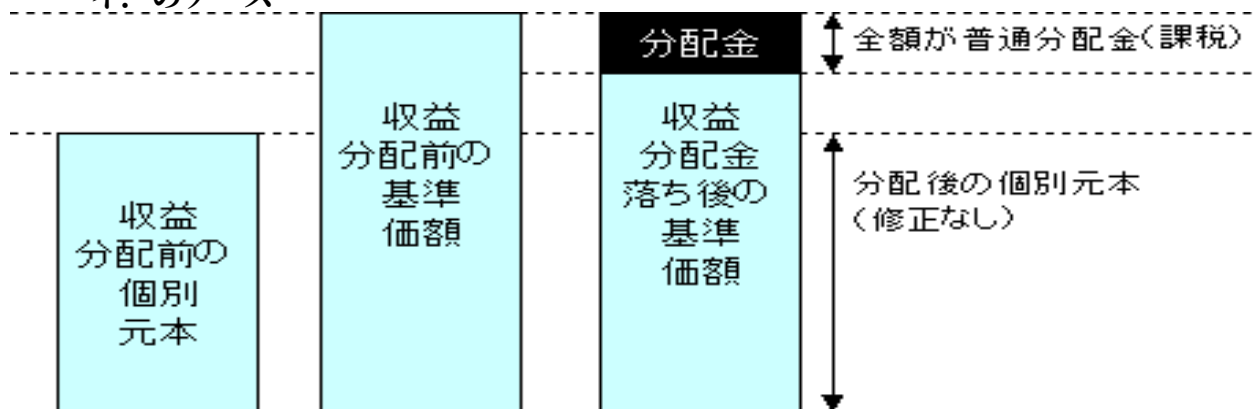
②個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

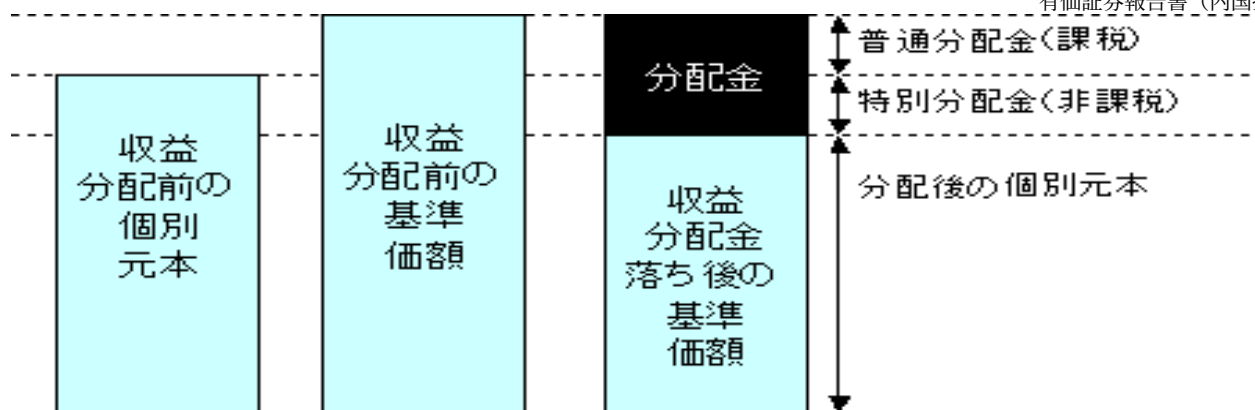
③収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

イ. のケース



ロ. のケース



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

※課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

通貨分散債券オープン

（平成21年９月30日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
通貨分散外国債券親投資信託受益証券	—	1,291,768,501	100.1
小計		1,291,768,501	100.1
現金およびその他の資産（負債控除後）		△860,473	△0.1
合計（純資産総額）		1,290,908,028	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

参考

親投資信託の投資状況は以下のとおりです。

通貨分散外国債券マザーファンド

（平成21年９月30日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
国債証券	カナダ	801,604,050	9.9
	イギリス	521,019,704	6.4
	ニュージーランド	373,988,845	4.6
	スウェーデン	560,460,062	6.9
	ノルウェー	1,229,337,008	15.1
	南アフリカ	495,690,929	6.1
地方債証券	カナダ	416,234,141	5.1
特殊債券	カナダ	151,816,533	1.9
	オーストラリア	1,852,266,262	22.8
	国際機関	1,482,600,623	18.2
小計		7,885,018,157	97.0
現金およびその他の資産（負債控除後）		240,764,189	3.0
合計（純資産総額）		8,125,782,346	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

通貨分散債券オープン

（平成21年９月30日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	数量（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	通貨分散外国債券マザーファンド	—	親投資信託受益証券	1,132,534,194	11,461	1,297,997,440	11,406	1,291,768,501	100.1

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.1
合計	100.1

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

親投資信託の投資資産は以下のとおりです。

①投資有価証券の主要銘柄

通貨分散外国債券マザーファンド

（平成21年９月30日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	6,000,000	8,272	496,348,876	8,056	483,367,852	6.0	2015/10/14	5.9
2	NORWEGIAN GOVERNMENT	ノルウェー	国債証券	29,000,000	1,677	486,534,748	1,644	476,916,121	5.0	2015/5/15	5.9
3	NORWEGIAN GOVERNMENT	ノルウェー	国債証券	25,000,000	1,603	400,779,743	1,577	394,488,867	4.5	2019/5/22	4.9
4	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	4,700,000	8,247	387,619,061	8,053	378,493,417	6.0	2017/9/14	4.7
5	NORWEGIAN GOVERNMENT	ノルウェー	国債証券	21,000,000	1,744	366,444,078	1,704	357,932,019	6.5	2013/5/15	4.4
6	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	2,600,000	13,778	358,246,132	13,247	344,432,798	9.0	2025/6/1	4.2
7	SWEDISH GOVERNMENT	スウェーデン	国債証券	21,000,000	1,550	325,695,787	1,512	317,705,808	6.75	2014/5/5	3.9
8	NEW S WALES TREAS CORP	オーストラリア	特殊債券	3,500,000	7,960	278,602,858	8,056	281,961,817	6.0	2019/4/1	3.5
9	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	2,800,000	9,493	265,819,539	9,225	258,326,805	5.25	2013/6/1	3.2
10	NEW S WALES TREAS CORP	オーストラリア	特殊債券	3,000,000	8,343	250,311,096	8,141	244,235,124	7.0	2010/12/1	3.0
11	ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関	特殊債券	3,000,000	8,270	248,108,112	8,090	242,721,460	6.25	2011/6/15	3.0
12	UK TREASURY	イギリス	国債証券	1,200,000	20,656	247,883,932	20,171	242,054,972	8.0	2021/6/7	3.0
13	ONTARIO (PROVINCE OF)	カナダ	地方債証券	2,500,000	9,053	226,326,074	9,540	238,517,836	5.6	2035/6/2	2.9
14	TREAS CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	2,700,000	7,844	211,811,937	7,898	213,251,693	5.75	2016/11/15	2.6
15	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	2,500,000	8,179	204,478,764	7,922	198,053,394	6.125	2017/1/23	2.4
16	ONTARIO (PROVINCE OF)	カナダ	地方債証券	2,000,000	8,735	174,700,295	8,885	177,716,305	4.4	2016/3/8	2.2
17	NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	2,600,000	6,702	174,252,944	6,647	172,824,236	6.0	2017/12/15	2.1
18	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	2,000,000	8,626	172,527,600	8,384	167,696,827	7.5	2013/2/28	2.1
19	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	2,000,000	8,424	168,491,164	8,234	164,688,451	7.0	2012/1/24	2.0
20	ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関	特殊債券	2,000,000	8,225	164,516,318	8,069	161,383,185	6.0	2012/5/24	2.0
21	SWEDISH GOVERNMENT	スウェーデン	国債証券	12,000,000	1,358	163,053,072	1,333	159,998,966	3.75	2017/8/12	2.0
22	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	13,500,000	1,180	159,341,091	1,163	157,121,725	8.0	2018/12/21	1.9
23	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	1,700,000	9,083	154,422,322	8,930	151,816,533	4.55	2012/12/15	1.9
24	UK TREASURY	イギリス	国債証券	1,000,000	14,423	144,239,921	14,905	149,057,184	4.25	2032/6/7	1.8
25	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	9,000,000	1,533	138,016,442	1,516	136,525,318	13.5	2015/9/15	1.7
26	NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	2,000,000	6,959	139,190,730	6,803	136,076,588	6.5	2013/4/15	1.7
27	UK TREASURY	イギリス	国債証券	700,000	18,966	132,765,094	18,558	129,907,547	8.0	2015/12/7	1.6
28	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	1,600,000	7,643	122,289,457	8,012	128,195,665	6.0	2021/6/14	1.6
29	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	1,500,000	7,894	118,418,680	8,184	122,760,691	6.25	2019/6/14	1.5
30	COUNCIL OF EUROPE	国際機関	特殊債券	1,500,000	8,263	123,946,275	8,085	121,277,822	6.25	2012/1/23	1.5

	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	49.0
	地方債証券	5.1
	特殊債券	42.9
合計		97.0

(注1) 邦貨換算金額については、平成21年9月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により換算し、円未満を切捨てております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

通貨分散外国債券マザーファンド

(平成21年9月30日現在)

種類	売建 ／ 買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	カナダドル	868,610.41	71,894,883	72,311,816	△0.9
	買建	ノルウェークローネ	4,514,213.70	69,696,750	69,789,743	0.9

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成20年9月から平成21年9月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。

通貨分散債券オープン

		純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
		分配付	分配落	分配付	分配落
第1期特定期間	第1期末 (平成17年12月5日)	1,806	1,800	10,747	10,710
	第2期末 (平成18年1月5日)	2,384	2,376	10,497	10,460
	第3期末 (平成18年2月6日)	2,676	2,667	10,664	10,627
	第4期末 (平成18年3月6日)	2,813	2,803	10,397	10,360
第2期特定期間	第5期末 (平成18年4月5日)	2,888	2,878	10,201	10,164
	第6期末 (平成18年5月8日)	2,874	2,863	10,118	10,081
	第7期末 (平成18年6月5日)	2,836	2,826	10,021	9,984
	第8期末 (平成18年7月5日)	2,796	2,785	10,010	9,973
	第9期末 (平成18年8月7日)	2,790	2,780	10,165	10,128
	第10期末 (平成18年9月5日)	2,820	2,810	10,405	10,368
第3期特定期間	第11期末 (平成18年10月5日)	2,731	2,721	10,370	10,333
	第12期末 (平成18年11月6日)	2,694	2,684	10,514	10,477
	第13期末 (平成18年12月5日)	2,603	2,594	10,601	10,564
	第14期末 (平成19年1月5日)	2,447	2,439	10,619	10,582
	第15期末 (平成19年2月5日)	2,287	2,279	10,698	10,661
	第16期末 (平成19年3月5日)	2,079	2,072	10,282	10,245
第4期特定期間	第17期末 (平成19年4月5日)	2,112	2,105	10,822	10,785
	第18期末 (平成19年5月7日)	2,054	2,047	11,162	11,125
	第19期末 (平成19年6月5日)	2,037	1,821	11,338	10,138
	第20期末 (平成19年7月5日)	1,839	1,832	10,354	10,317
	第21期末 (平成19年8月6日)	1,826	1,819	9,941	9,904

	第22期末 (平成19年9月5日)	1,773	1,766	9,671	9,634
第5期特定期間	第23期末 (平成19年10月5日)	1,891	1,884	10,235	10,198
	第24期末 (平成19年11月5日)	1,968	1,961	10,420	10,383
	第25期末 (平成19年12月5日)	1,825	1,818	9,670	9,633
	第26期末 (平成20年1月7日)	1,831	1,824	9,601	9,564
	第27期末 (平成20年2月5日)	1,813	1,806	9,512	9,475
	第28期末 (平成20年3月5日)	1,749	1,743	9,325	9,288
第6期特定期間	第29期末 (平成20年4月7日)	1,727	1,720	9,233	9,196
	第30期末 (平成20年5月7日)	1,779	1,772	9,527	9,490
	第31期末 (平成20年6月5日)	1,759	1,752	9,431	9,394
	第32期末 (平成20年7月7日)	1,746	1,739	9,576	9,539
	第33期末 (平成20年8月5日)	1,745	1,738	9,619	9,582
	第34期末 (平成20年9月5日)	1,565	1,558	8,757	8,720
第7期特定期間	第35期末 (平成20年10月6日)	1,478	1,471	8,214	8,177
	第36期末 (平成20年11月5日)	1,280	1,273	7,279	7,242
	第37期末 (平成20年12月5日)	1,124	1,117	6,431	6,394
	第38期末 (平成21年1月5日)	1,195	1,188	6,902	6,865
	第39期末 (平成21年2月5日)	1,082	1,075	6,252	6,215
	第40期末 (平成21年3月5日)	1,165	1,159	6,738	6,701
第8期特定期間	第41期末 (平成21年4月6日)	1,287	1,281	7,442	7,405
	第42期末 (平成21年5月7日)	1,283	1,277	7,447	7,410
	第43期末 (平成21年6月5日)	1,308	1,302	7,618	7,581
	第44期末 (平成21年7月6日)	1,291	1,285	7,443	7,406
	第45期末 (平成21年8月5日)	1,354	1,348	7,797	7,760
	第46期末 (平成21年9月7日)	1,298	1,292	7,698	7,661
平成20年 9月末		1,512	-	8,452	-
10月末		1,223	-	6,955	-
11月末		1,178	-	6,744	-
12月末		1,159	-	6,684	-
平成21年 1月末		1,088	-	6,287	-
2月末		1,160	-	6,701	-
3月末		1,207	-	6,977	-
4月末		1,249	-	7,248	-
5月末		1,286	-	7,490	-

6月末	1,308	-	7,549	-
7月末	1,330	-	7,655	-
8月末	1,280	-	7,595	-
9月末	1,290	-	7,619	-

②【分配の推移】

通貨分散ボンドオープン

計算期		1万口当たりの収益分配金（円）
第1期特定期間	第1期末（平成17年12月5日）	37
	第2期末（平成18年1月5日）	37
	第3期末（平成18年2月6日）	37
	第4期末（平成18年3月6日）	37
第2期特定期間	第5期末（平成18年4月5日）	37
	第6期末（平成18年5月8日）	37
	第7期末（平成18年6月5日）	37
	第8期末（平成18年7月5日）	37
	第9期末（平成18年8月7日）	37
	第10期末（平成18年9月5日）	37
第3期特定期間	第11期末（平成18年10月5日）	37
	第12期末（平成18年11月6日）	37
	第13期末（平成18年12月5日）	37
	第14期末（平成19年1月5日）	37
	第15期末（平成19年2月5日）	37
	第16期末（平成19年3月5日）	37
第4期特定期間	第17期末（平成19年4月5日）	37
	第18期末（平成19年5月7日）	37
	第19期末（平成19年6月5日）	1,200
	第20期末（平成19年7月5日）	37
	第21期末（平成19年8月6日）	37
	第22期末（平成19年9月5日）	37
第5期特定期間	第23期末（平成19年10月5日）	37
	第24期末（平成19年11月5日）	37
	第25期末（平成19年12月5日）	37
	第26期末（平成20年1月7日）	37
	第27期末（平成20年2月5日）	37
	第28期末（平成20年3月5日）	37
第6期特定期間	第29期末（平成20年4月7日）	37
	第30期末（平成20年5月7日）	37
	第31期末（平成20年6月5日）	37
	第32期末（平成20年7月7日）	37
	第33期末（平成20年8月5日）	37
	第34期末（平成20年9月5日）	37
第7期特定期間	第35期末（平成20年10月6日）	37
	第36期末（平成20年11月5日）	37
	第37期末（平成20年12月5日）	37
	第38期末（平成21年1月5日）	37
	第39期末（平成21年2月5日）	37
	第40期末（平成21年3月5日）	37
第8期特定期間	第41期末（平成21年4月6日）	37
	第42期末（平成21年5月7日）	37
	第43期末（平成21年6月5日）	37

	第44期末（平成21年7月6日）	37
	第45期末（平成21年8月5日）	37
	第46期末（平成21年9月7日）	37

③【収益率の推移】
通貨分散債券オープン

	計算期	収益率（%）
第1期特定期間	第1期末（平成17年12月5日）	7.5
	第2期末（平成18年1月5日）	△2.0
	第3期末（平成18年2月6日）	2.0
	第4期末（平成18年3月6日）	△2.2
第2期特定期間	第5期末（平成18年4月5日）	△1.5
	第6期末（平成18年5月8日）	△0.5
	第7期末（平成18年6月5日）	△0.6
	第8期末（平成18年7月5日）	0.3
	第9期末（平成18年8月7日）	1.9
	第10期末（平成18年9月5日）	2.7
第3期特定期間	第11期末（平成18年10月5日）	0.0
	第12期末（平成18年11月6日）	1.8
	第13期末（平成18年12月5日）	1.2
	第14期末（平成19年1月5日）	0.5
	第15期末（平成19年2月5日）	1.1
	第16期末（平成19年3月5日）	△3.6
第4期特定期間	第17期末（平成19年4月5日）	5.6
	第18期末（平成19年5月7日）	3.5
	第19期末（平成19年6月5日）	1.9
	第20期末（平成19年7月5日）	2.1
	第21期末（平成19年8月6日）	△3.6
	第22期末（平成19年9月5日）	△2.4
第5期特定期間	第23期末（平成19年10月5日）	6.2
	第24期末（平成19年11月5日）	2.2
	第25期末（平成19年12月5日）	△6.9
	第26期末（平成20年1月7日）	△0.3
	第27期末（平成20年2月5日）	△0.5
	第28期末（平成20年3月5日）	△1.6
第6期特定期間	第29期末（平成20年4月7日）	△0.6
	第30期末（平成20年5月7日）	3.6
	第31期末（平成20年6月5日）	△0.6
	第32期末（平成20年7月7日）	1.9
	第33期末（平成20年8月5日）	0.8
	第34期末（平成20年9月5日）	△8.6
第7期特定期間	第35期末（平成20年10月6日）	△5.8
	第36期末（平成20年11月5日）	△11.0
	第37期末（平成20年12月5日）	△11.2
	第38期末（平成21年1月5日）	7.9
	第39期末（平成21年2月5日）	△8.9
	第40期末（平成21年3月5日）	8.4
第8期特定期間	第41期末（平成21年4月6日）	11.1
	第42期末（平成21年5月7日）	0.6
	第43期末（平成21年6月5日）	2.8
	第44期末（平成21年7月6日）	△1.8

	第45期末（平成21年 8 月 5 日）	5.3
	第46期末（平成21年 9 月 7 日）	△0.8

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年9月27日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

当ファンドのマザーファンドである「通貨分散外国債券マザーファンド」については、平成17年5月27日に信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

イギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業日の場合は、申込の受付を行いません。

証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（3）申込価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてから申込は、翌営業日の取扱いとします。

イギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業日の場合は、解約の受付を行いません。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

（５）信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

②組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月6日から、翌月の5日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

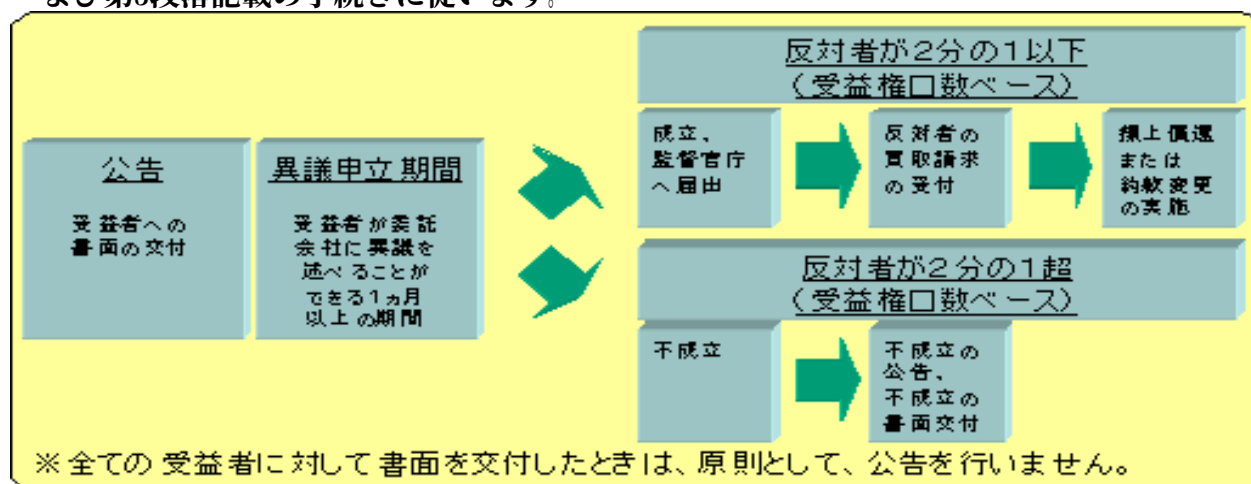
②信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

④運用に係る報告

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

③帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

④反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第7期特定期間（平成20年9月6日から平成21年3月5日まで）及び第8期特定期間（平成21年3月6日から平成21年9月7日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期特定期間（平成20年9月6日から平成21年3月5日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期特定期間（平成21年3月6日から平成21年9月7日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期特定期間（平成20年9月6日から平成21年3月5日まで）及び第8期特定期間（平成21年3月6日から平成21年9月7日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

通貨分散債券オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期特定期間末 (平成21年3月5日現在)	第8期特定期間末 (平成21年9月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,600,000	7,800,000
親投資信託受益証券	1,159,167,974	1,291,773,419
未収利息	10	10
流動資産合計	1,166,767,984	1,299,573,429
資産合計	1,166,767,984	1,299,573,429
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,401,633	6,240,208
未払受託者報酬	45,255	61,836
未払委託者報酬	859,859	1,174,875
その他未払費用	32,008	33,859
流動負債合計	7,338,755	7,510,778
負債合計	7,338,755	7,510,778
純資産の部		
元本等		
元本	1,730,171,280	1,686,542,729
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△570,742,051	△394,480,078
（分配準備積立金）	34,590,955	27,706,920
元本等合計	1,159,429,229	1,292,062,651
純資産合計	1,159,429,229	1,292,062,651
負債純資産合計	1,166,767,984	1,299,573,429

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期特定期間 （自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日）	第8期特定期間 （自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日）
営業収益		
受取利息	479	81
有価証券売買等損益	△316,023,295	211,362,373
営業収益合計	△316,022,816	211,362,454
営業費用		
受託者報酬	320,708	339,265
委託者報酬	6,093,543	6,445,970
その他費用	32,008	33,859
営業費用合計	6,446,259	6,819,094
営業利益又は営業損失（△）	△322,469,075	204,543,360
経常利益又は経常損失（△）	△322,469,075	204,543,360
当期純利益又は当期純損失（△）	△322,469,075	204,543,360
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,322,311	△286,237
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△228,723,798	△570,742,051
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,673,484	17,286,750
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,673,484	17,286,750
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,696,666	7,628,151
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,696,666	7,628,151
分配金	38,848,307	38,226,223
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△570,742,051	△394,480,078

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 7 期特定期間 (自 平成20年 9 月 6 日 至 平成21年 3 月 5 日)	第 8 期特定期間 (自 平成21年 3 月 6 日 至 平成21年 9 月 7 日)
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は、平成20年 9 月 6 日から平成21年 3 月 5 日までとなって おります。	当ファンドの特定期間は、当期末が休日 のため、平成21年 3 月 6 日から平成21年 9 月 7 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第 7 期特定期間末 (平成21年 3 月 5 日現在)	第 8 期特定期間末 (平成21年 9 月 7 日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,730,171,280口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,686,542,729口
2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第10号に規 定する額 元本の欠損 570,742,051円	2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第10号に 規定する額 元本の欠損 394,480,078円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.6701円 (10,000口当たり純資産額) (6,701円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の 額 1 口当たり純資産額 0.7661円 (10,000口当たり純資産額) (7,661円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期特定期間 (自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日)			第8期特定期間 (自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日)		
分配金の計算過程 第35期（平成20年9月6日から平成20年10月6日まで） 計算期間末における分配対象額96,713,235円(10,000口当たり537円33銭)のうち、6,659,343円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第41期（平成21年3月6日から平成21年4月6日まで） 計算期間末における分配対象額83,118,401円(10,000口当たり480円34銭)のうち、6,402,285円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	6,456,608円	配当等収益額（費用控除後）	A	5,594,083円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	44,397,587円	収益調整金額	C	42,951,654円
分配準備積立金額	D	45,859,040円	分配準備積立金額	D	34,572,664円
分配対象額（A+B+C+D）	E	96,713,235円	分配対象額（A+B+C+D）	E	83,118,401円
期末受益権口数	F	1,799,822,649口	期末受益権口数	F	1,730,347,562口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	537円 33銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	480円 34銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	6,659,343円	分配金額（F×H÷10,000）	I	6,402,285円
第36期（平成20年10月7日から平成20年11月5日まで） 計算期間末における分配対象額93,117,651円(10,000口当たり529円33銭)のうち、6,508,597円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			第42期（平成21年4月7日から平成21年5月7日まで） 計算期間末における分配対象額81,259,354円(10,000口当たり471円42銭)のうち、6,377,479円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	5,031,170円	配当等収益額（費用控除後）	A	4,831,784円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	43,459,629円	収益調整金額	C	42,808,335円
分配準備積立金額	D	44,626,852円	分配準備積立金額	D	33,619,235円
分配対象額（A+B+C+D）	E	93,117,651円	分配対象額（A+B+C+D）	E	81,259,354円
期末受益権口数	F	1,759,080,485口	期末受益権口数	F	1,723,643,242口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	529円 33銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	471円 42銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	6,508,597円	分配金額（F×H÷10,000）	I	6,377,479円

第7期特定期間 (自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日)			第8期特定期間 (自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日)		
第37期（平成20年11月6日から平成20年12月5日まで） 計算期間末における分配対象額90,115,851円(10,000口当たり515円48銭)のうち、6,468,115円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			第43期（平成21年5月8日から平成21年6月5日まで） 計算期間末における分配対象額80,215,015円(10,000口当たり466円93銭)のうち、6,356,145円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	4,032,320円	配当等収益額（費用控除後）	A	5,575,493円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	43,241,284円	収益調整金額	C	42,687,511円
分配準備積立金額	D	42,842,247円	分配準備積立金額	D	31,952,011円
分配対象額（A+B+C+D）	E	90,115,851円	分配対象額（A+B+C+D）	E	80,215,015円
期末受益権口数	F	1,748,139,198口	期末受益権口数	F	1,717,877,030口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	515円 48銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	466円 93銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	6,468,115円	分配金額（F×H÷10,000）	I	6,356,145円
第38期（平成20年12月6日から平成21年1月5日まで） 計算期間末における分配対象額88,174,158円(10,000口当たり509円28銭)のうち、6,405,893円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			第44期（平成21年6月6日から平成21年7月6日まで） 計算期間末における分配対象額80,071,516円(10,000口当たり461円28銭)のうち、6,422,390円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	5,321,640円	配当等収益額（費用控除後）	A	5,361,398円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	42,855,446円	収益調整金額	C	43,635,702円
分配準備積立金額	D	39,997,072円	分配準備積立金額	D	31,074,416円
分配対象額（A+B+C+D）	E	88,174,158円	分配対象額（A+B+C+D）	E	80,071,516円
期末受益権口数	F	1,731,322,474口	期末受益権口数	F	1,735,781,091口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	509円 28銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	461円 28銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	6,405,893円	分配金額（F×H÷10,000）	I	6,422,390円

第7期特定期間 (自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日)			第8期特定期間 (自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日)		
第39期（平成21年1月6日から平成21年2月5日まで） 計算期間末における分配対象額85,652,759円(10,000口当たり494円79銭)のうち、6,404,726円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			第45期（平成21年7月7日から平成21年8月5日まで） 計算期間末における分配対象額80,036,055円(10,000口当たり460円70銭)のうち、6,427,716円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,890,279円	配当等収益額（費用控除後）	A	6,306,840円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	42,913,363円	収益調整金額	C	43,731,936円
分配準備積立金額	D	38,849,117円	分配準備積立金額	D	29,997,279円
分配対象額（A+B+C+D）	E	85,652,759円	分配対象額（A+B+C+D）	E	80,036,055円
期末受益権口数	F	1,731,007,284口	期末受益権口数	F	1,737,220,543口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	494円 79銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	460円 70銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	6,404,726円	分配金額（F×H÷10,000）	I	6,427,716円
第40期（平成21年2月6日から平成21年3月5日まで） 計算期間末における分配対象額83,913,836円(10,000口当たり485円00銭)のうち、6,401,633円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。			第46期（平成21年8月6日から平成21年9月7日まで） 計算期間末における分配対象額76,423,471円(10,000口当たり453円13銭)のうち、6,240,208円（10,000口当たり37円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	4,700,272円	配当等収益額（費用控除後）	A	4,923,259円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	42,921,248円	収益調整金額	C	42,476,343円
分配準備積立金額	D	36,292,316円	分配準備積立金額	D	29,023,869円
分配対象額（A+B+C+D）	E	83,913,836円	分配対象額（A+B+C+D）	E	76,423,471円
期末受益権口数	F	1,730,171,280口	期末受益権口数	F	1,686,542,729口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	485円 00銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	453円 13銭
10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	37円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	6,401,633円	分配金額（F×H÷10,000）	I	6,240,208円

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期特定期間（自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日）

該当事項はございません。

第8期特定期間（自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第7期特定期間 (自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日)	第8期特定期間 (自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日)
期首元本額	1,787,410,428円	1,730,171,280円
期中追加設定元本額	38,271,844円	29,984,535円
期中一部解約元本額	95,510,992円	73,613,086円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第7期特定期間 (自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日)		第8期特定期間 (自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,159,167,974	91,128,804	1,291,773,419	△8,677,942
合計	1,159,167,974	91,128,804	1,291,773,419	△8,677,942

3. デリバティブ取引関係

第7期特定期間（自 平成20年9月6日 至 平成21年3月5日）

該当事項はございません。

第8期特定期間（自 平成21年3月6日 至 平成21年9月7日）

該当事項はございません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（平成21年9月7日現在）

該当事項はございません。

（2）株式以外の有価証券

（平成21年9月7日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	通貨分散外国債券マザーファンド	1,127,005,252	1,291,773,419	
合計		1,127,005,252	1,291,773,419	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「通貨分散外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

通貨分散外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	(平成21年 9 月 7 日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	131,595,622
国債証券	4,007,190,942
地方債証券	419,846,956
特殊債券	3,574,346,583
派生商品評価勘定	1,862,793
未収利息	120,411,722
前払費用	6,922,298
流動資産合計	8,262,176,916
資産合計	8,262,176,916
負債の部	
流動負債	
未払金	60,778,982
未払解約金	1,291,336
流動負債合計	62,070,318
負債合計	62,070,318
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	7,154,420,988
剰余金	
剰余金	1,045,685,610
元本等合計	8,200,106,598
純資産合計	8,200,106,598
負債・純資産合計	8,262,176,916

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	（自 平成21年 3 月 6 日 至 平成21年 9 月 7 日）
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	（２）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
4. その他	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成21年 9 月 7 日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成21年 4 月 7 日から平成22年 4 月 5 日までとなっております。

（その他の注記）

（平成21年 9 月 7 日現在）	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成21年 3 月 6 日 至 平成21年 9 月 7 日）の元本状況	
期首（平成21年 3 月 6 日）の元本額	7,654,911,330円
対象期間中の追加設定元本額	109,449,681円
対象期間中の一部解約元本額	609,940,023円
平成21年 9 月 7 日現在の元本額の内訳 ※	
私募通貨分散外国債券ファンド2008-01 適格機関投資家専用	2,199,800,608円
通貨分散外国債券ファンド	3,383,793,044円
通貨分散債券オープン	1,127,005,252円
私募通貨分散外国債券ファンド 適格機関投資家専用	443,822,084円
計	7,154,420,988円
2. 対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.1462円
（10,000口当たり純資産額）	（11,462円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成21年９月７日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成21年９月７日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	2,800,000	3,102,008.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000	1,095,180.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000	534,135.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000	754,607.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,600,000	4,113,278.00	
小計		7,600,000	9,599,208.00	
			(823,228,078)	
イギリスポンド	UK TREASURY	800,000	1,030,756.00	
	UK TREASURY	1,200,000	1,689,698.40	
	UK TREASURY	1,000,000	1,024,894.00	
小計		3,000,000	3,745,348.40	
			(571,615,072)	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000	2,108,900.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000	2,661,776.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000	996,800.00	
小計		5,600,000	5,767,476.00	
			(369,983,585)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	21,000,000	24,731,490.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	12,000,000	12,481,560.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	6,000,000	6,458,940.00	
小計		39,000,000	43,671,990.00	
			(568,609,309)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	15,000,000	16,678,200.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	2,000,000	2,223,760.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	29,000,000	30,932,270.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	15,000,000	15,493,800.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,000,000	10,329,200.00	
小計		71,000,000	75,657,230.00	
			(1,174,200,209)	
南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,000,000	5,262,300.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,000,000	5,505,200.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,000,000	6,266,300.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,000,000	5,013,040.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,000,000	2,941,350.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,000,000	2,941,350.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,500,000	12,984,030.00	

小計		38,500,000	40,913,570.00	
			(499,554,689)	
国債証券計			4,007,190,942	
			(4,007,190,942)	
地方債証券				
カナダドル	ONTARIO (PROVINCE OF)	2,000,000	2,112,266.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	2,500,000	2,783,337.50	
小計		4,500,000	4,895,603.50	
			(419,846,956)	
地方債証券計			419,846,956	
			(419,846,956)	
特殊債券				
カナダドル	CANADA HOUSING TRUST	2,800,000	3,000,872.00	
小計		2,800,000	3,000,872.00	
			(257,354,782)	
オーストラリアドル	NEW S WALES TREAS CORP	3,000,000	3,093,480.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	6,000,000	6,052,860.00	
	TREAS CORP VICTORIA	700,000	688,429.00	
	TREAS CORP VICTORIA	2,000,000	1,966,940.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	4,700,000	4,715,651.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	500,000	499,200.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	2,000,000	1,996,800.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	1,000,000	998,400.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	1,000,000	1,014,590.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	500,000	507,295.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	1,600,000	1,582,144.00	
	ASIAN DEVELOPMENT BANK	3,000,000	3,070,860.00	
	COUNCIL OF EUROPE	1,500,000	1,535,970.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	2,000,000	2,082,740.00	
	ASIAN DEVELOPMENT BANK	2,000,000	2,038,120.00	
	INTL FINANCE CORP	2,000,000	2,121,780.00	
	INTER-AMERICAN DEVEL BK	1,000,000	991,170.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	2,500,000	2,488,150.00	
小計		37,000,000	37,444,579.00	
			(2,971,227,343)	
ニュージーランドドル	COUNCIL OF EUROPE	1,000,000	1,068,134.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000	1,078,188.00	
	INTL FINANCE CORP	1,500,000	1,618,234.50	
	INTL BK RECON & DEVELOP	1,500,000	1,625,380.50	
小計		5,000,000	5,389,937.00	
			(345,764,458)	

特殊債券計			3,574,346,583	
			(3,574,346,583)	
合計			8,001,384,481	
			(8,001,384,481)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
カナダドル	国債証券 5 銘柄	10.1%	10.3%
	地方債証券 2 銘柄	5.1%	5.2%
	特殊債券 1 銘柄	3.2%	3.2%
オーストラリアドル	特殊債券14銘柄	36.2%	37.2%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	7.0%	7.2%
ニュージーランドドル	国債証券 3 銘柄	4.5%	4.6%
	特殊債券 4 銘柄	4.2%	4.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 3 銘柄	6.9%	7.1%
ノルウェークローネ	国債証券 3 銘柄	14.3%	14.7%
南アフリカランド	国債証券 5 銘柄	6.1%	6.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成21年9月7日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	58,740,067	-	60,602,860	1,862,793
	南アフリカランド	58,740,067	-	60,602,860	1,862,793
合計		-	-	-	1,862,793

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

通貨分散ボンドオープン

（平成21年9月30日現在）

項目	金額または口数
I 資産総額	1,292,497,492円
II 負債総額	1,589,464円
III 純資産総額（I－II）	1,290,908,028円
IV 発行済数量	1,694,437,718口
V 1万口当たり純資産額（III／IV＊10,000）	7,619円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

通貨分散外国債券マザーファンド

（平成21年9月30日現在）

項目	金額または口数
I 資産総額	8,343,064,164円
II 負債総額	217,281,818円
III 純資産総額（I－II）	8,125,782,346円
IV 発行済数量	7,123,967,349口
V 1万口当たり純資産額（III／IV＊10,000）	11,406円

第5【設定及び解約の実績】

通貨分散ボンドオープン

		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期特定期間	第1期	1,680,737,544	-	1,680,737,544
	第2期	631,438,114	40,146,294	2,272,029,364
	第3期	242,861,149	4,715,957	2,510,174,556
	第4期	206,178,272	10,371,227	2,705,981,601
第2期特定期間	第5期	142,028,367	16,489,980	2,831,519,988
	第6期	29,670,568	20,527,948	2,840,662,608
	第7期	22,786,539	32,876,445	2,830,572,702
	第8期	10,818,278	48,012,132	2,793,378,848
	第9期	4,247,403	51,935,431	2,745,690,820
	第10期	26,281,643	61,252,064	2,710,720,399
第3期特定期間	第11期	41,114,210	117,960,593	2,633,874,016
	第12期	579,559	72,166,156	2,562,287,419
	第13期	4,276,840	111,056,398	2,455,507,861
	第14期	1,450,361	151,894,755	2,305,063,467
	第15期	510,186	167,681,638	2,137,892,015
	第16期	923,308	116,238,888	2,022,576,435
第4期特定期間	第17期	441,265	70,971,395	1,952,046,305
	第18期	412,783	111,987,696	1,840,471,392
	第19期	2,096,414	45,518,509	1,797,049,297
	第20期	67,101,255	87,821,855	1,776,328,697
	第21期	79,949,286	18,983,305	1,837,294,678
	第22期	3,488,692	7,186,426	1,833,596,944
第5期特定期間	第23期	48,726,543	34,489,808	1,847,833,679
	第24期	51,245,756	10,147,531	1,888,931,904
	第25期	9,665,473	10,594,009	1,888,003,368
	第26期	26,055,034	6,360,320	1,907,698,082
	第27期	14,100,237	15,427,441	1,906,370,878
	第28期	1,631,596	31,410,630	1,876,591,844
第6期特定期間	第29期	12,582,350	18,176,923	1,870,997,271
	第30期	6,198,638	9,025,030	1,868,170,879
	第31期	4,094,867	6,165,901	1,866,099,845
	第32期	1,911,003	44,541,433	1,823,469,415
	第33期	3,972,332	13,270,507	1,814,171,240
	第34期	2,884,960	29,645,772	1,787,410,428
第7期特定期間	第35期	30,477,050	18,064,829	1,799,822,649
	第36期	924,091	41,666,255	1,759,080,485
	第37期	1,902,933	12,844,220	1,748,139,198
	第38期	1,159,943	17,976,667	1,731,322,474
	第39期	2,601,114	2,916,304	1,731,007,284
	第40期	1,206,713	2,042,717	1,730,171,280
第8期特定期間	第41期	1,120,132	943,850	1,730,347,562
	第42期	1,019,244	7,723,564	1,723,643,242
	第43期	1,023,650	6,789,862	1,717,877,030
	第44期	23,439,350	5,535,289	1,735,781,091
	第45期	2,390,081	950,629	1,737,220,543
	第46期	992,078	51,669,892	1,686,542,729

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年10月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

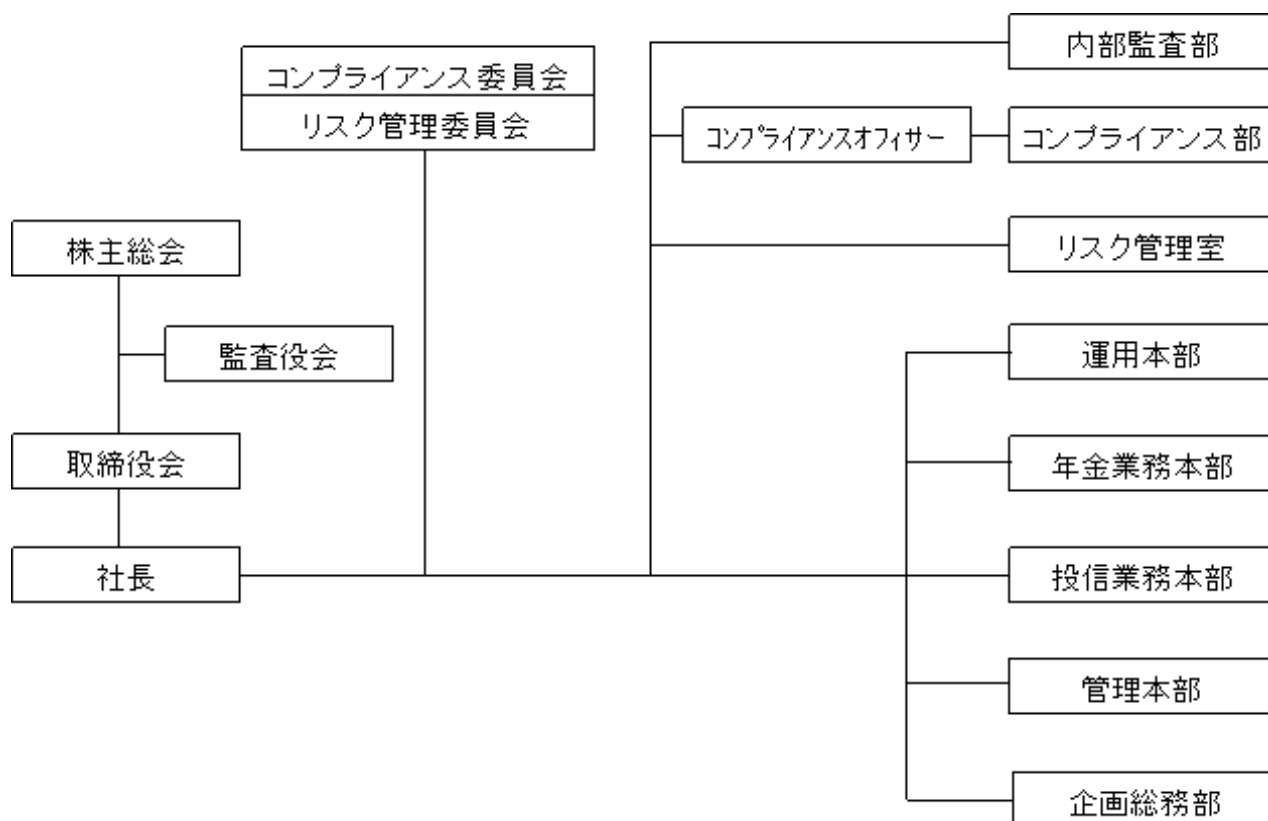
（2）会社の機構

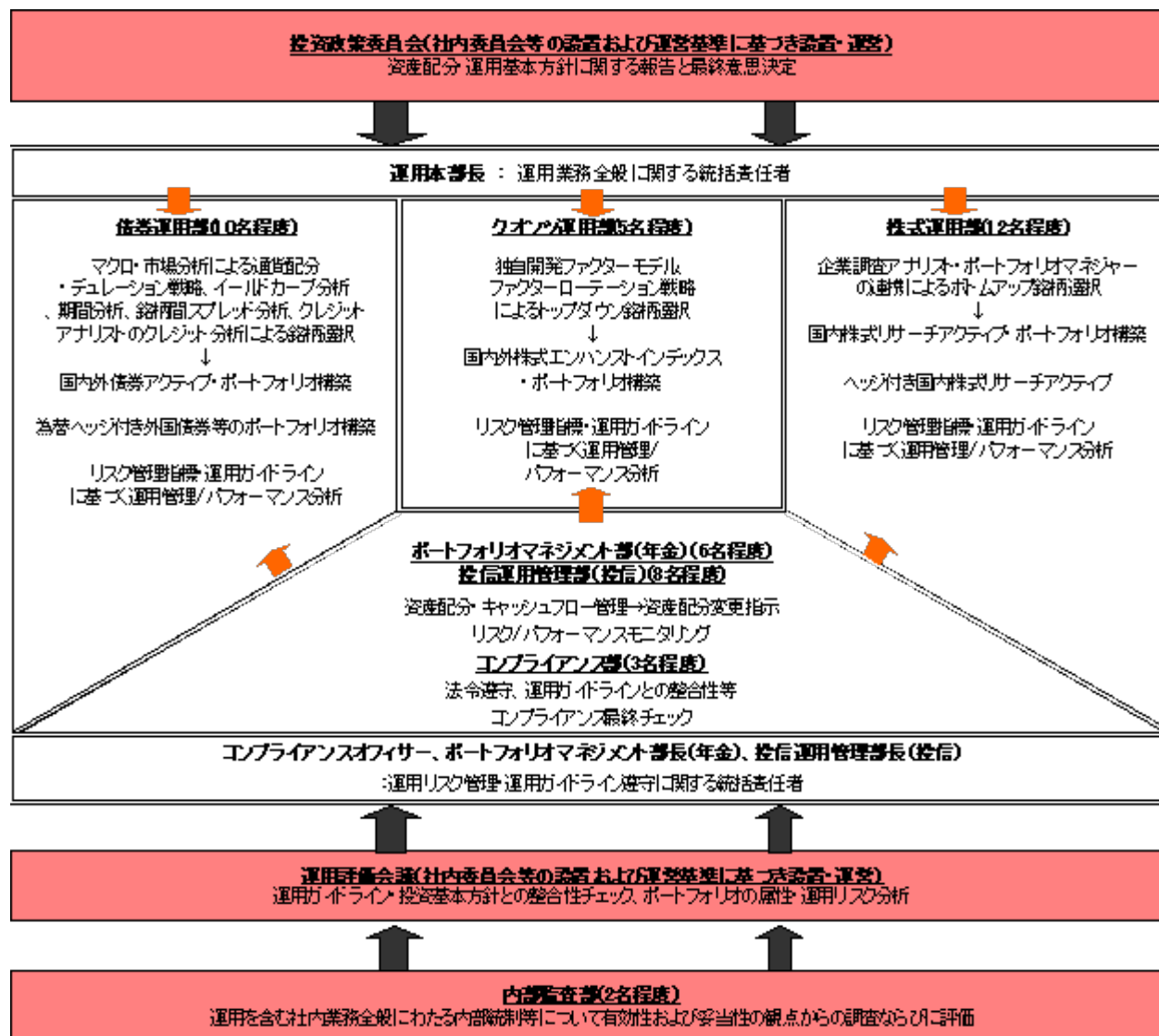
（経営体制と運用体制）

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成21年10月末現在のもので、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成21年10月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	37
追加型株式投資信託	82	2,719
単位型公社債投資信託	2	62
追加型公社債投資信託	0	0
合計	87	2,819

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第10期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成20年 3 月31日現在)	第11期 (平成21年 3 月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,382,158	3,123,431
前払費用	38,212	34,920
未収入金	1,723	—
未収委託者報酬	567,753	309,359
未収運用受託報酬	※ 2 58,763	※ 2 47,231
未収投資助言報酬	21,499	※ 2 55,320
未収還付法人税等	—	32,227
未収消費税等	—	17,677
繰延税金資産	29,884	—
その他流動資産	448	5,965
流動資産計	4,100,443	3,626,134
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 67,547	※ 1 57,092
器具備品	※ 1 79,793	※ 1 50,821
有形固定資産計	147,341	107,913
無形固定資産		
ソフトウェア	22,364	17,506
電話加入権	4,324	4,324
その他無形固定資産	111	93
無形固定資産計	26,800	21,924
投資その他の資産		
長期前払費用	6,428	1,232
繰延税金資産	9,489	—
長期差入保証金	171,343	177,826
投資その他の資産計	187,260	179,058
固定資産計	361,402	308,897
資産合計	4,461,846	3,935,031

(単位：千円)

	第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	42,664	6,182
未払金	206,112	102,930
未払手数料 ※ 2	206,112	102,930
未払費用	165,378	105,129
未払法人税等	20,832	—
未払消費税等	14,336	5,569
前受収益	12,543	—
賞与引当金	54,659	56,231
流動負債計	516,526	276,043
固定負債		
退職給付引当金	22,986	23,821
固定負債計	22,986	23,821
負債合計	539,512	299,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,084	362,916
利益剰余金計	676,084	388,916
株主資本計	3,922,334	3,635,166
純資産合計	3,922,334	3,635,166
負債・純資産合計	4,461,846	3,935,031

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,033,591	2,134,231
受入手数料	58,572	50,488
運用受託報酬	※ 1 614,516	※ 1 506,704
投資助言報酬	※ 1 153,251	※ 1 129,235
営業収益計	3,859,932	2,820,660
営業費用		
支払手数料	※ 1 1,158,705	※ 1 766,367
広告宣伝費	13,882	12,867
公告費	1,849	1,178
調査費	1,104,552	865,325
調査費	324,055	328,473
委託調査費	778,479	535,416
図書費	2,017	1,435
委託計算費	72,165	60,702
営業雑経費	93,614	84,024
印刷費	73,164	65,600
その他雑経費	20,449	18,424
営業費用計	2,444,769	1,790,465
一般管理費		
給料	694,570	712,599
役員報酬	55,294	57,749
給料・手当	545,015	552,981
賞与	94,260	101,868
交際費	5,195	4,135
寄付金	600	300
旅費交通費	32,016	23,065
租税公課	13,319	11,669
不動産賃借料	141,282	151,538
退職給付費用	16,421	19,077
賞与引当金繰入	54,659	56,231
固定資産減価償却費	80,375	47,262
諸経費	222,933	217,534
一般管理費計	1,261,373	1,243,414
営業利益又は営業損失（△）	153,789	△213,219

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
営業外収益		
有価証券利息	196	—
受取利息	8,926	10,527
有価証券償還益	207	—
雑収入	293	247
営業外収益計	9,623	10,774
営業外費用		
固定資産除却損	1,732	1,950
有価証券売却損	0	—
雑損失	8	60
営業外費用計	1,740	2,010
経常利益又は経常損失（△）	161,672	△204,455
特別利益		
投資有価証券清算益	9,740	—
投資有価証券売却益	6,557	—
特別利益計	16,298	—
特別損失		
臨時法務費用	—	※ 2 9,835
特別損失計	—	9,835
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	177,971	△214,291
法人税、住民税及び事業税	74,394	2,290
法人税等調整額	360	39,374
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	662,467	650,084
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
当期変動額合計	△12,383	△287,167
当期末残高	650,084	362,916
株主資本合計		
前期末残高	3,934,717	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
当期変動額合計	△12,383	△287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	△102	—
当期変動額合計	△102	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	3,934,820	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
株主資本以外の項目の当期変動額	△102	—
当期変動額合計	△12,486	△287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。 2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 23,195千円 器具備品 119,966千円	建物 33,650千円 器具備品 111,295千円
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 1,456千円 未払手数料 15,812千円	未収運用受託報酬 793千円 未収投資助言報酬 39,593千円 未払手数料 11,241千円

（損益計算書関係）

第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。
運用受託報酬 2,557千円 投資助言報酬 91,141千円 支払手数料 60,152千円	運用受託報酬 1,666千円 投資助言報酬 81,260千円 支払手数料 50,116千円
	※2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 退職給付費用 16,421千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 23,821千円 (2)退職給付引当金 23,821千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。

（ストック・オプション等関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 賞与引当金 22,240千円 退職給付引当金 9,353 その他 7,780 繰延税金資産小計 39,374 繰延税金資産合計 39,374	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 87,823千円 賞与引当金 22,880千円 法定福利費 2,864千円 その他 3,081千円 計 116,650千円 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金 9,692千円 その他 113千円 計 9,806千円 繰延税金資産計 126,457千円 評価性引当金 △125,201千円 繰延税金資産合計 1,255千円 繰延税金負債（流動） 未収事業税 1,255千円 繰延税金負債合計 1,255千円 繰延税金資産の純額 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用受託報酬 未払手数料等	1,456 15,847

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

（１株当たり情報）

第10期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第11期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	33,930円22銭	１株当たり純資産額	31,446円07銭
１株当たり当期純利益	892円87銭	１株当たり当期純損失	2,214円14銭
(1) なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) １株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	103,216千円	当期純損失	255,955千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	103,216千円	普通株式に係る当期純損失	255,955千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

第10期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）委託会社の定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- | | |
|--------|--|
| ①名称 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ②資本金の額 | 324,279百万円（平成21年3月末現在） |
| ③事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

（2）販売会社

- | | |
|--------|----------------------------|
| ①名称 | 株式会社武蔵野銀行 |
| ②資本金の額 | 45,743百万円（平成21年3月末現在） |
| ③事業の内容 | 日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成21年5月12日	臨時報告書
平成21年6月5日	有価証券報告書
平成21年6月5日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年8月11日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年10月30日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨分散債券オープンの平成21年3月6日から平成21年9月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨分散債券オープンの平成21年9月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 印
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前正紀 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月24日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨分散債券オープンの平成20年9月6日から平成21年3月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨分散債券オープンの平成21年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
----------------	-------	-----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。